

水道料金関連分野の包括委託について

1 委託化の経緯

平成 26 年度に 3 ヶ年の財政計画（H27～H29）を策定しましたが、その際、今後の取組みの一つとして、水道料金関連分野、給水関連分野、水道施設の管理分野を含めた包括的な委託化を検討していくこととしておりました。

これを受け、平成 26 年度及び平成 27 年度において、先進地視察などを実施するなど、内部で委託化の検討を重ねてきました。

料金関連分野としては、全国的な委託実績や業者の質、手法、いずれの視点からも委託する効果は高いと判断しましたが、給水関連分野及び水道施設の管理分野を含めた包括委託については、本市の現状、道内業者の委託実績の少なさ、一度に全面委託化することによるリスクなどを考慮した結果、時期尚早と判断し、委託による効果を実証されている料金関連分野での委託を先行して行うこととしました。

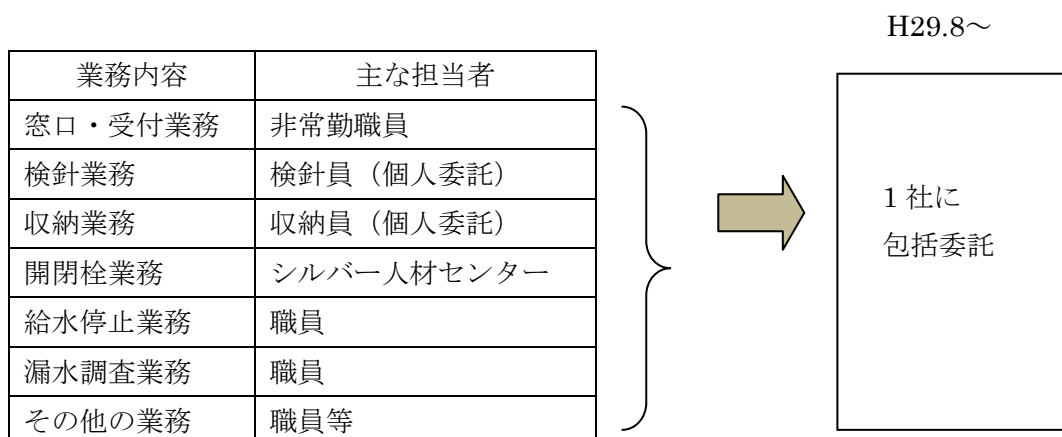
2 委託によるメリット

- ① お客様のサービス向上（検針技術の向上、検針と漏水調査の同時実施など）
- ② 検針体制のリスク管理（地域間での検針員の連携）
- ③ 収納率の向上
- ④ 広域化へのきっかけ
- ⑤ 地域雇用の創出

3 委託業務開始予定

平成 29 年 8 月

4 委託化のイメージ



5 委託期間と選定方法

〔委託期間〕 5年間 〔選定方法〕 公募型プロポーザル方式

6 実施スケジュール及び職員体制（予定）

	主 な 内 容	職 員 体 制
平成 28 年 9 月	プロポーザル選定委員会設置条例施行	職員 4 名 非常勤職員 2 名
平成 28 年 11 月	第 1 回プロポーザル選定委員会 受託者募集開始	〃
平成 29 年 1 月	第 2 回プロポーザル選定委員会	〃
平成 29 年 2 月	提案書の提出 第 3 回プロポーザル選定委員会 (プレゼンテーション/業者選定)	〃
平成 29 年 4 月	契約締結	職員 2 名 非常勤職員 2 名
平成 29 年 5 月	受託者への研修、引継ぎ開始	〃
平成 29 年 8 月	委託業務開始（職員 2 名体制）	職員 2 名
平成 30 年 4 月	委託業務 （職員 1 名体制）	職員 1 名

※平成 28 年 9 月現在の職員数 4 名のうち 1 名は再任用職員